○中部地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第六百十六号知多都市計画下水道事業衣浦西部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和六十年三月二十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第千九百四十七号名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画下水道事業境川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第四百七十四号浜松都市計画下水道事業西遠流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十九年三月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号及び二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀山市野村二丁目一六九番一地内	前	八四・〇〇～九四・五〇メートル	七五・五〇～八六・五〇メートル
	後	〇・〇五七キロメートル	〇・〇五七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市小田木町ウレミチ二五番四から同市小田木町ウレミチ六番二まで	前	一二・三六～二五・六八メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	一二・三六～二七・〇四メートル	〇・〇二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡上市美並町白山字下切一八一三番二から同市美並町白山字中切一五九〇番一まで	前	九・三〇～一九・〇〇メートル	〇・二五五キロメートル
	後	一〇・二〇～二八・八〇メートル	〇・二五五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市美並町白山字下切一八一三番二から同市美並町白山字中切一五九〇番一まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十八日

○近畿地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号